●三峰川総合開発事業(戸草ダム)の概要

目的

①洪水調節

②流水の正常な機能の維持

③工業用水

4発電

事業経緯

•実施計画調査着手 昭和59年4月

•建設着手 昭和63年4月

・三峰川総合開発事業(戸草ダムと美和ダム再開発)建設着手 平成元年4月

•基本計画告示 平成2年8月

工業用水、発電取り下げ申請 (長野県知事)

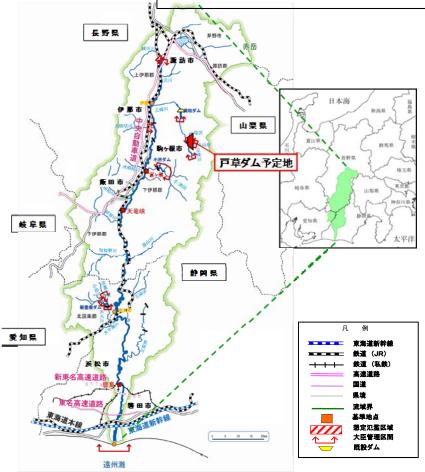
平成13年7月

•河川整備基本方針策定

平成20年7月

•河川整備計画策定

平成21年7月



●代替案立案等の可能性

①洪水調節について

〇天竜川水系河川整備計画(平成21年7月)の策定に当たっては、戦後最大規模相当となる昭和58年9月洪水、平成18年7月洪水と同規模の洪水が発生した場合において、洪水を安全に流下させることを目標として、対策案を比較。財政の制約、治水事業の早期かつ広範囲な効果発現等を勘案して、河川整備計画においては、河道整備を行うとともに、美和ダム等の既設ダムの洪水調節機能の強化により水位低下を図ることとしている。

〇このたび、河道整備+美和ダム再開発+戸草ダムの案を検討した場合においても、 河川整備計画の河道整備+美和ダム等既設ダム洪水調節機能強化が優位となり、 戸草ダムの洪水調節は代替可能であることが確認された。

Oよって、戸草ダムの洪水調節については、代替可能である。

②流水の正常な機能の維持について

〇天竜川水系河川整備計画(平成21年7月)において、流水の正常な機能の維持の目標である正常流量の一部を回復するよう努めるため、水利用の合理化を推進することとしている。

③工業用水、④発電について・

○利水参画者より、ダム使用権設定の取り下げ申請がなされている。

●県への意見聴取結果

長野県への三峰川総合開発事業の対応方針(原案)に関する意見聴取結果は下記の とおり

意見照会のありました三峰川総合開発事業に関する国の対応方針(原案)については、 異存ありません。

なお、当該事業の実施にあたっては、下記の事項についてご配意願います。

- 1. 長期的な治水に関する目標の達成に向けた検討を進めるとともに、平成21年7月に策定された天竜川水系河川整備計画に位置づけられた河道整備及び既設ダムの洪水調節機能の強化等の治水対策を着実に推進されたい。また、事業実施にあたっては、一層のコスト縮減に努められたい。
- 2. 今後の特定多目的ダム法に基づく基本計画の廃止にあたっては、長野県を含む関係機関との調整を十分に行われたい。

●中部地方整備局の対応方針(案)

戸草ダムと美和ダム再開発事業による特定多目的ダム事業である三峰川総合開発事業は、美和ダム再開発による河川総合開発事業である三峰川総合開発事業として継続し、特定多目的ダム事業の基本計画は廃止する。戸草ダムについては、河川整備計画の目標を達成する手段としては河川整備及び既設ダムの洪水調節機能の強化が優位であるため、長期的な治水に関する目標の達成に向けて必要となる洪水調節施設として、今後の社会経済情勢等の変化に合わせ、建設実施時期を検討する。

以上の三峰川総合開発事業の対応方針(案)を踏まえ、戸草ダムは中止するものとする。